

**【質問】**

黒浜緑地整備事業は、市の基準、県の基準における開発行為にあたるのではないのでしょうか。

**【回答】**

「開発行為」とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいうことであるが、本件は、土地の区画、形、質を変更するという行為が、建築物の建築や特定工作物の建設することを主な目的とはしていないため、都市計画法の開発行為にはあたりません。